

保護者 様

三重県立久居高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則にある、学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、出席停止の扱いとなります。罹患した場合は速やかに学校へ報告していただき、ご家庭にて療養してください。

なお、下記の証明書については保護者の方がご記入のうえ、担任へ提出していただきますようお願い申し上げます。

出席停止証明書

年	組	席	名前
---	---	---	----

1. 病 名 (該当するものに○印をつけてください)

インフルエンザ（型） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎

風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

新型コロナウイルス感染症 その他（ ）

2. 出席停止期間 令和 年 月 日 より 月 日まで

上記のように医師から指示を受けました。

令和 年 月 日

受診した医療機関名

保護者名

学校確認欄

担任 ☐ → 教務 ☐ → 教頭 ☐ → 保健室 ☐

【参考】学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18 条)

令和 5 年 5 月 8 日改正

分類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで